

LP協会保安第23～15号
平成23年6月15日

都道府県協会 御中
企業会員 各位

(社)エルピーガス協会

平成22年都市ガス・液化石油ガス等による事故状況について
(お知らせ)

標記について消防庁より別添のとおり通知がありましたので、お知らせいたします。

なお、本事故件数は、消防機関が出動した件数となっており、平成22年は液化石油ガスは378件で、都市ガスの665件より大幅に少なくなっています。

以上
発信手段：Eメール
保安部：瀬谷

別 添

消防危第 115 号

平成 23 年 6 月 7 日

社団法人 エルピーガス協会
会 長 殿

消防庁危険物保安室長
(公 印 省 略)

平成 22 年中の都市ガス、液化石油ガス及び毒劇物等による事故状況について

都市ガス、液化石油ガス及び毒劇物等による事故（以下「ガス事故等」という。）防止対策につきましては、平素より御尽力を賜り感謝申し上げます。

この度、平成 22 年中において消防機関が出場したガス事故等の状況を、別添のとおり取りまとめましたので送付いたします。

当庁といたしましても関係機関との連携を強化し、ガス事故等の防止の推進に努めているところではございますが、貴職におかれましても本調査結果によるガス事故等の状況を参考に今後とも防災対策の推進について格段の御配慮をお願いいたします。

(連絡先) 消防庁危険物保安室

玉越、中野

電 話 03-5253-7524(直通)

ファクシミリ 03-5253-7534



別添

平成 22 年中の都市ガス、液化石油ガス及び
毒劇物等による事故に関する統計表

平成 23 年 6 月
消防庁危険物保安室

平成 22 年中の都市ガス及び液化石油ガスによる事故の概要

1 事故の発生状況

(1) 事故の発生件数

発生件数は前年に比べ減少

平成 22 年中に発生した都市ガス及び液化石油ガスの漏えい事故又は爆発・火災事故のうち消防機関が出場したもの（以下「ガス事故」という。）の件数は、第 1 表のとおりである。

ガス事故の総件数は 1,043 件（前年 1,196 件）で、前年の事故件数と比べ 153 件（12.8%）の減少となっている。

ガスの種別ごとの事故件数をみると、都市ガスによるものが 665 件（前年 770 件）で、前年に比べ 105 件（13.6%）の減少、液化石油ガスによるものが 378 件（前年 426 件）で、前年に比べ 48 件（11.3%）の減少となっている。

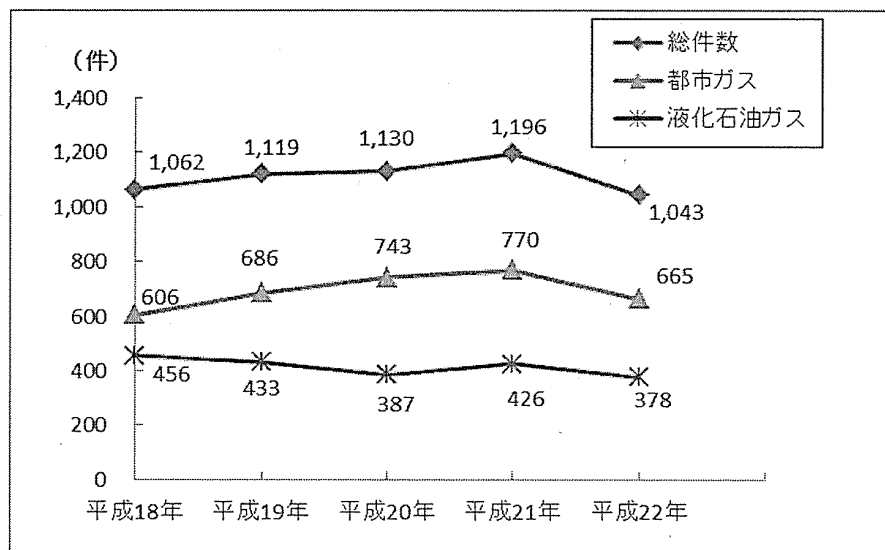
また、ガス事故発生件数の推移は、第 1 図のとおりである。ガス事故発生件数は、平成 18 年を境に増加傾向にあったが、平成 22 年については減少傾向に転じている。

第 1 表 平成 22 年中のガス事故発生件数

区分	年・増減	平成22年	平成21年	増減	増減率
		(イ)	(ロ)	(イ)-(ロ) (ハ)	(ハ)/(ロ)×100 (%)
件数		1,043	1,196	△ 153	△ 12.8
都市ガス		665	770	△ 105	△ 13.6
液化石油ガス		378	426	△ 48	△ 11.3

注) △は減少した数値を表す。

第 1 図 ガス事故発生件数の推移（最近の 5 年間）



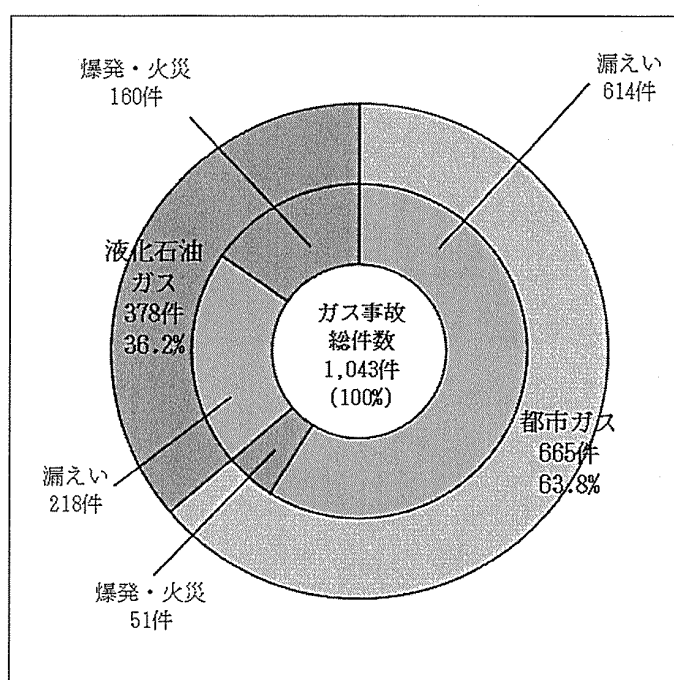
漏えい事故は、約 8 割

ガス事故の態様別発生件数は、第 2 図のとおりであり、都市ガスによるものが 665 件 (63.8%)、液化石油ガスによるものが 378 件 (36.2%) となっている。また、都市ガスの事故の総件数 665 件の内訳は漏えい事故が 614 件、爆発・火災事故が 51 件となっており、液化石油ガスの事故の総件数 378 件の内訳は漏えい事故が 218 件、爆発・火災事故が 160 件となっている。

態様別の事故発生状況の推移は、第 2 表のとおりである。ガス事故全体に占める漏えい事故は約 8 割で、残りの約 2 割が爆発・火災事故であり、過去 5 年間と比べてもほぼ同様の傾向を示している。

ガスの種別ごとにみると、都市ガスでは漏えい事故が 9 割以上を占めているのに対し、液化石油ガスでは漏えい事故が約 6 割である。

第 2 図 ガス事故の態様別発生件数(平成 22 年中)



第 2 表 態様別の事故発生状況の推移 (最近の 5 年間)

年	都 市 ガ ス		液 化 石 油 ガ ス		計	
	漏えい	爆発・火災	漏えい	爆発・火災	漏えい	爆発・火災
平成18年	538	68	311	145	849	213
	88.8	11.2	68.2	31.9	80.0	20.0
平成19年	612	74	283	150	895	224
	89.2	10.8	65.4	34.6	80.0	20.0
平成20年	683	60	237	150	920	210
	91.9	8.1	61.2	38.8	81.4	18.6
平成21年	710	60	258	168	968	228
	92.2	7.8	60.6	39.4	80.9	19.1
平成22年	614	51	218	160	832	211
	92.3	7.7	57.7	42.3	79.8	20.2

注) 各欄の上段は件数、下段は構成比 (%) を示す。

(2) 事故の発生場所別件数

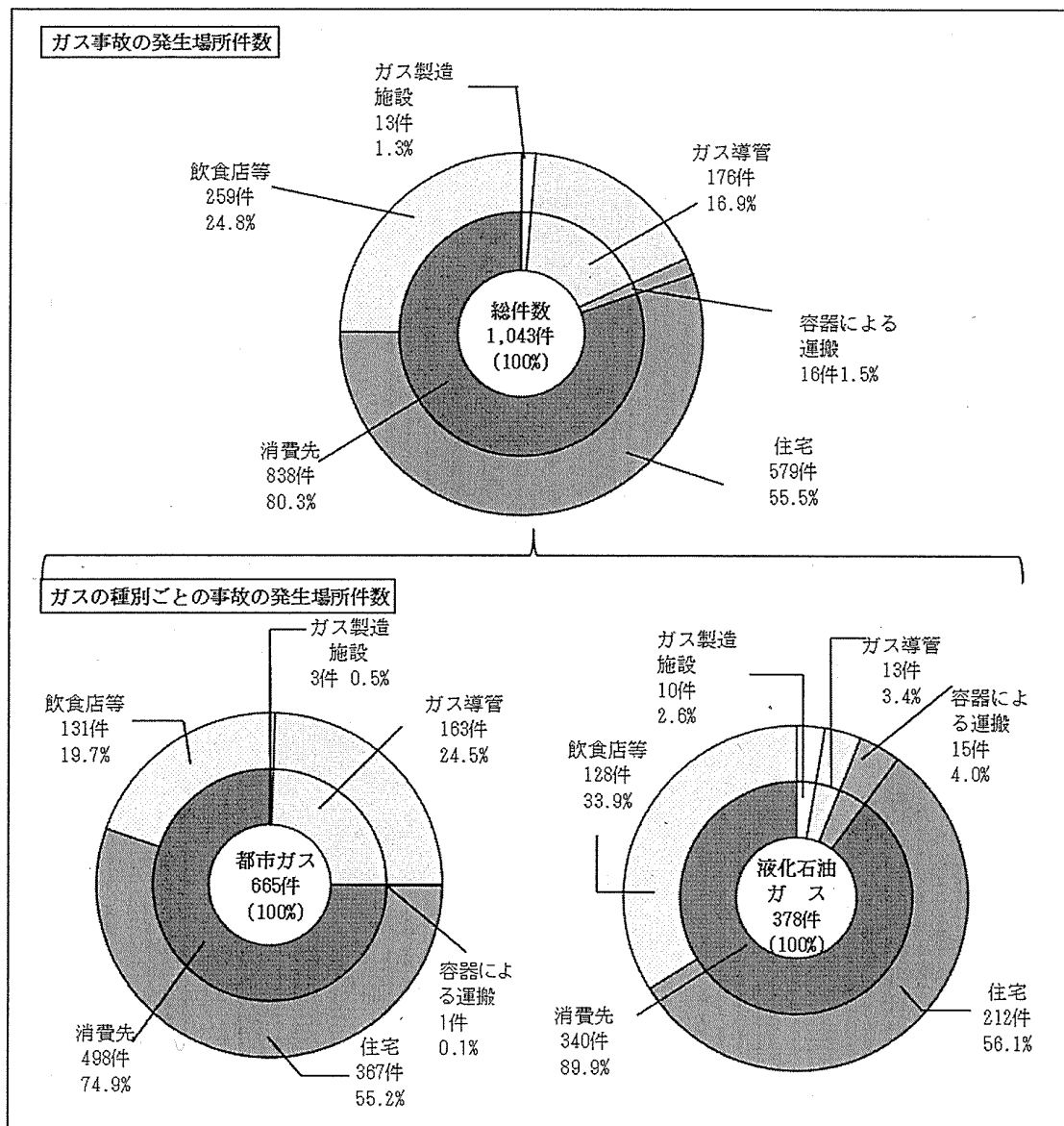
ガス事故の約 8 割が消費先で発生し、そのうちの約 6 割は住宅で発生

ガス事故の発生場所別件数は、第 3 図のとおりである。消費先におけるものが 838 件 (80.3%)、ガス導管におけるものが 176 件 (16.9%) となっている。

ガスの種別ごとにみると、都市ガスでは消費先におけるものが 498 件 (74.9%)、ガス導管におけるものが 163 件 (24.5%) であるのに対し、液化石油ガスでは消費先におけるものが 340 件 (89.9%)、容器による運搬中のものが 15 件 (4.0%)、ガス導管におけるものが 13 件 (3.4%) である。

また、消費先における事故 838 件のうち、579 件 (55.5%) は住宅において発生している。

第 3 図 ガス事故の発生場所別件数 (平成 22 年中)

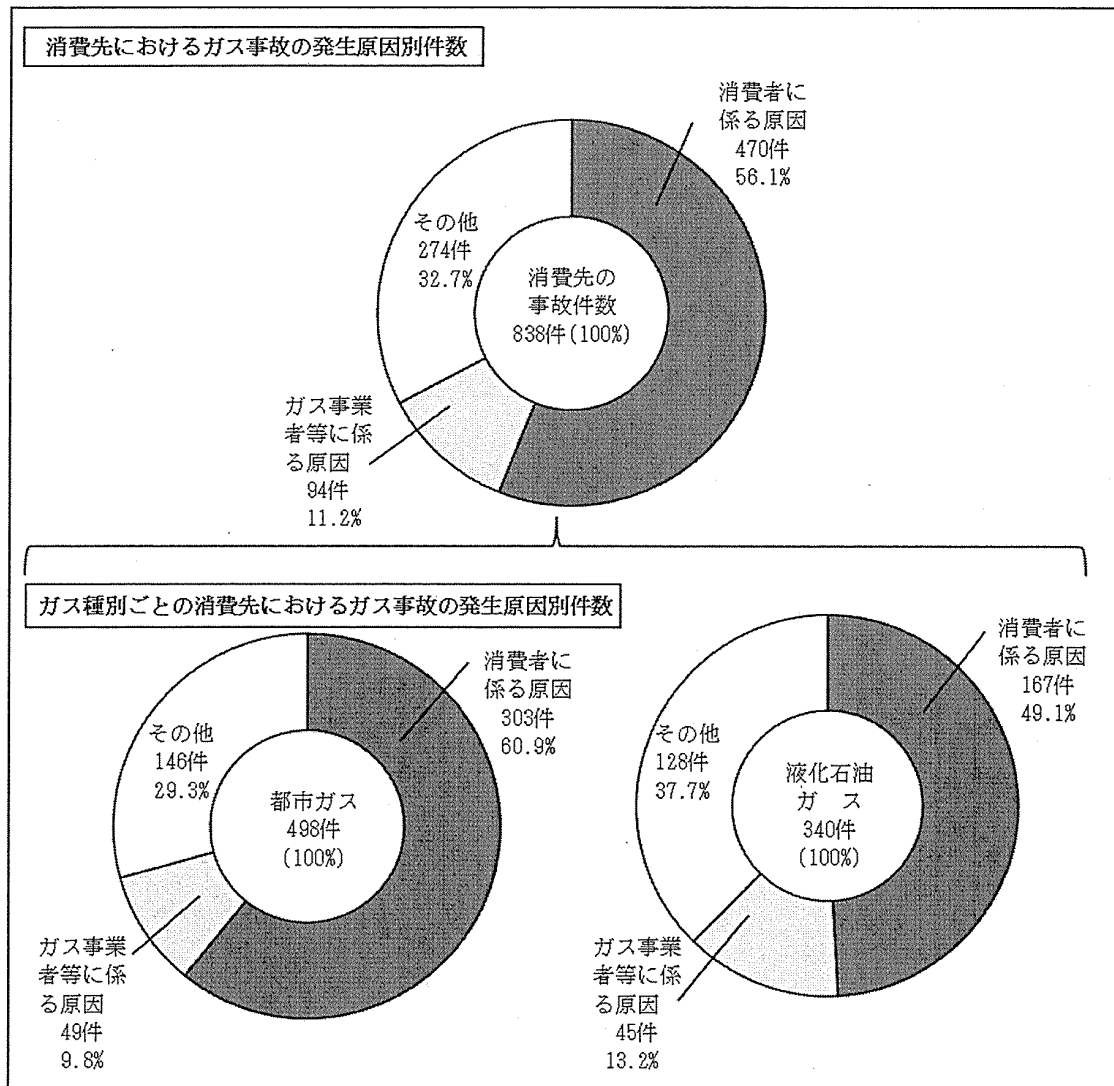


(3) 消費先における事故の発生原因別件数

消費者に係る原因が6割弱

消費先におけるガス事故の発生原因は、第4図のとおりで、消費者に係るものが470件(56.1%)と6割弱を占めている。ガスの種別ごとにみると、発生原因が消費者に係るものは、都市ガスでは498件中303件(60.9%)と約6割を占め、液化石油ガスでは340件中167件(49.1%)と約半数を占めている。

第4図 消費先におけるガス事故の発生原因別件数(平成22年中)



依然多い消費者の不注意による事故

消費先における発生原因別発生状況の推移は、第3表のとおりである。平成22年は前年と比べると総件数は117件の減少となった。

消費者に係る原因のうち不注意によるものの占める割合は、消費先における事故全体(838件)の50.9%と約半数を占めている。

第3表 消費先における発生原因別発生状況の推移(最近の5年間)

原因 年	消費者に係る原因		ガス事業者・ 工事業者に係 る原因	そ の 他	計
		不注意によ るもの			
平成18年	427 (53.0)	353 (43.9)	125 (15.5)	253 (31.5)	805 (100.0)
平成19年	423 (51.6)	361 (44.0)	122 (14.9)	275 (33.5)	820 (100.0)
平成20年	490 (54.3)	436 (48.3)	121 (13.4)	292 (32.3)	903 (100.0)
平成21年	582 (60.9)	521 (54.6)	110 (11.5)	263 (27.6)	955 (100.0)
平成22年	470 △ 112 (56.1)	427 △ 94 (50.9)	95 △ 15 (11.3)	273 10 (32.6)	838 △ 117 (100.0)

- 注) 1 消費者に係る原因のうち「不注意によるもの」とは、コックの誤操作・火の立ち消え等による生ガスの放出、器具・ホースの取扱い、管理不良によるもので、内数である。
- 2 各欄の()内の数値は構成比(%)を示す。
- 3 平成22年の中段数値は前年からの増減を示す。なお、△は減少した数値を表す。

2 ガス事故による死傷者

平成 22 年中に発生したガス事故による死傷者数は、第 4 表のとおりである。

ガス事故による死者は 6 人（前年 5 人）で、前年に比べ 1 人（20.0%）の増加となったが、負傷者は 165 人（前年 206 人）で前年に比べ 41 人（19.9%）減少となっている。

これをガスの種別ごとにみると、死者は、都市ガスによるものが 3 人（前年 1 人）で、前年に比べ 2 人（200.0%）の増加、液化石油ガスによるものが 3 人（前年 4 人）で、前年に比べ 1 人（25.0%）の減少となっている。負傷者は、都市ガスによるものが 38 人（前年 57 人）で前年に比べ 19 人（33.3%）の減少となり、液化石油ガスによるものは 127 人（前年 149 人）で、前年に比べ 22 人（14.8%）の減少となっている。

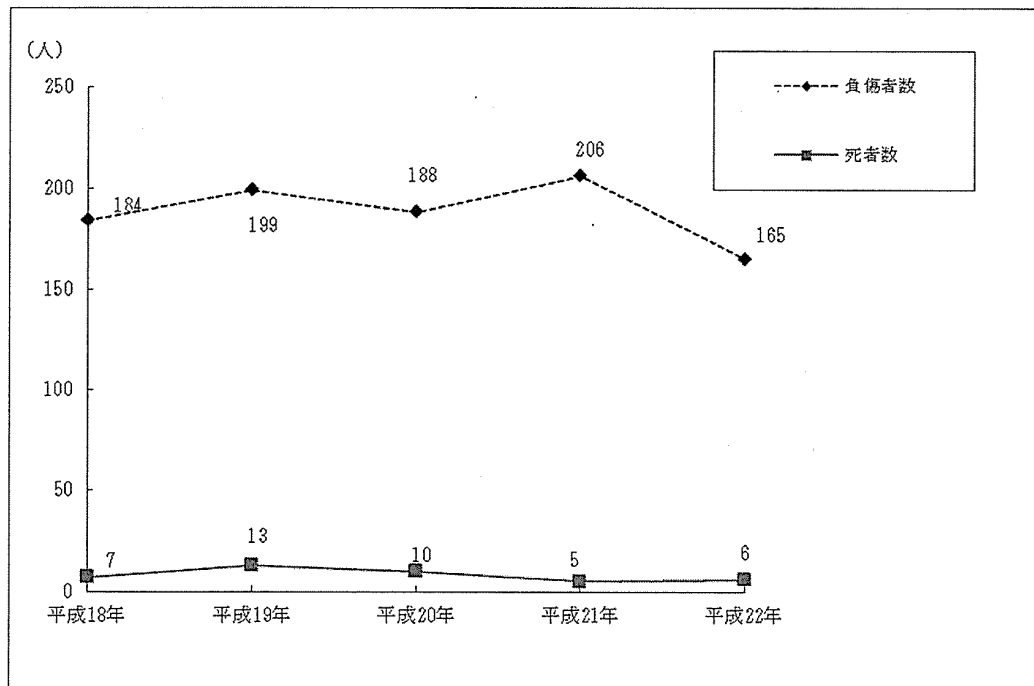
また、死傷者数の推移は、第 5 図のとおりである。

第 4 表 平成 22 年中のガス事故による死傷者数

年・増減		平成22年	平成21年	増 減	増 減 率
区 分		(イ)	(ロ)	(イ)－(ロ) (ハ)	(ハ)/(ロ)×100 (%)
死 者 数	都 市 ガ ス	3	1	2	200.0
	液 化 石 油 ガ ス	3	4	△ 1	△ 25.0
	計	6	5	1	20.0
負 傷 者 数	都 市 ガ ス	38	57	△ 19	△ 33.3
	液 化 石 油 ガ ス	127	149	△ 22	△ 14.8
	計	165	206	△ 41	△ 19.9

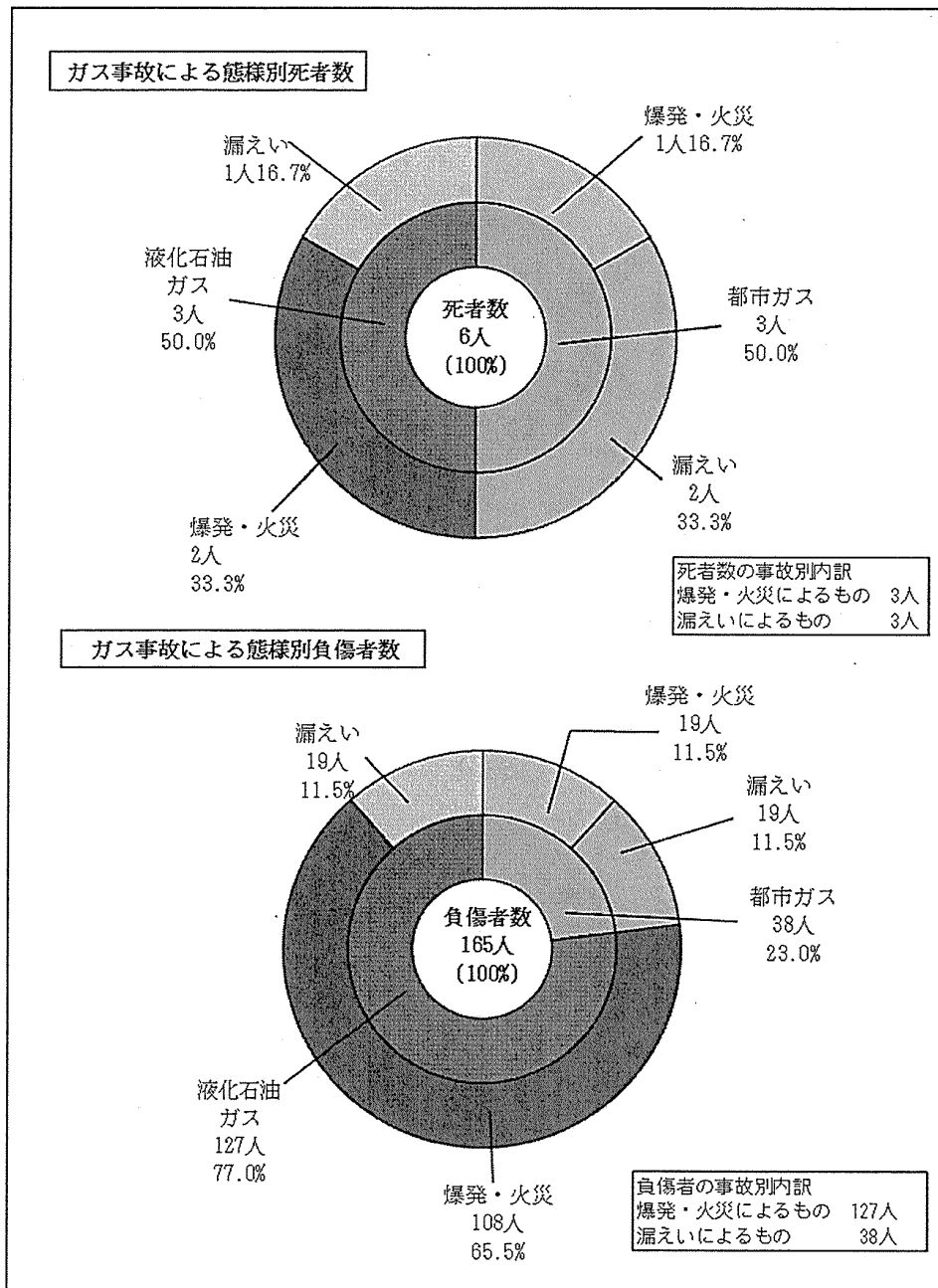
注) △は減少した数値を表す。

第 5 図 死傷者数の推移（最近の 5 年間）



態様別死傷者数は、第6図のとおりである。全死者数（6人）に占める、漏えい事故による死者は3人（50.0%）、爆発・火災事故によるものは3人（50.0%）となっている。また、全負傷者数（165人）に占める漏えい事故による死者は38人（23.0%）、爆発・火災事故によるものは127人（77.0%）となっている。

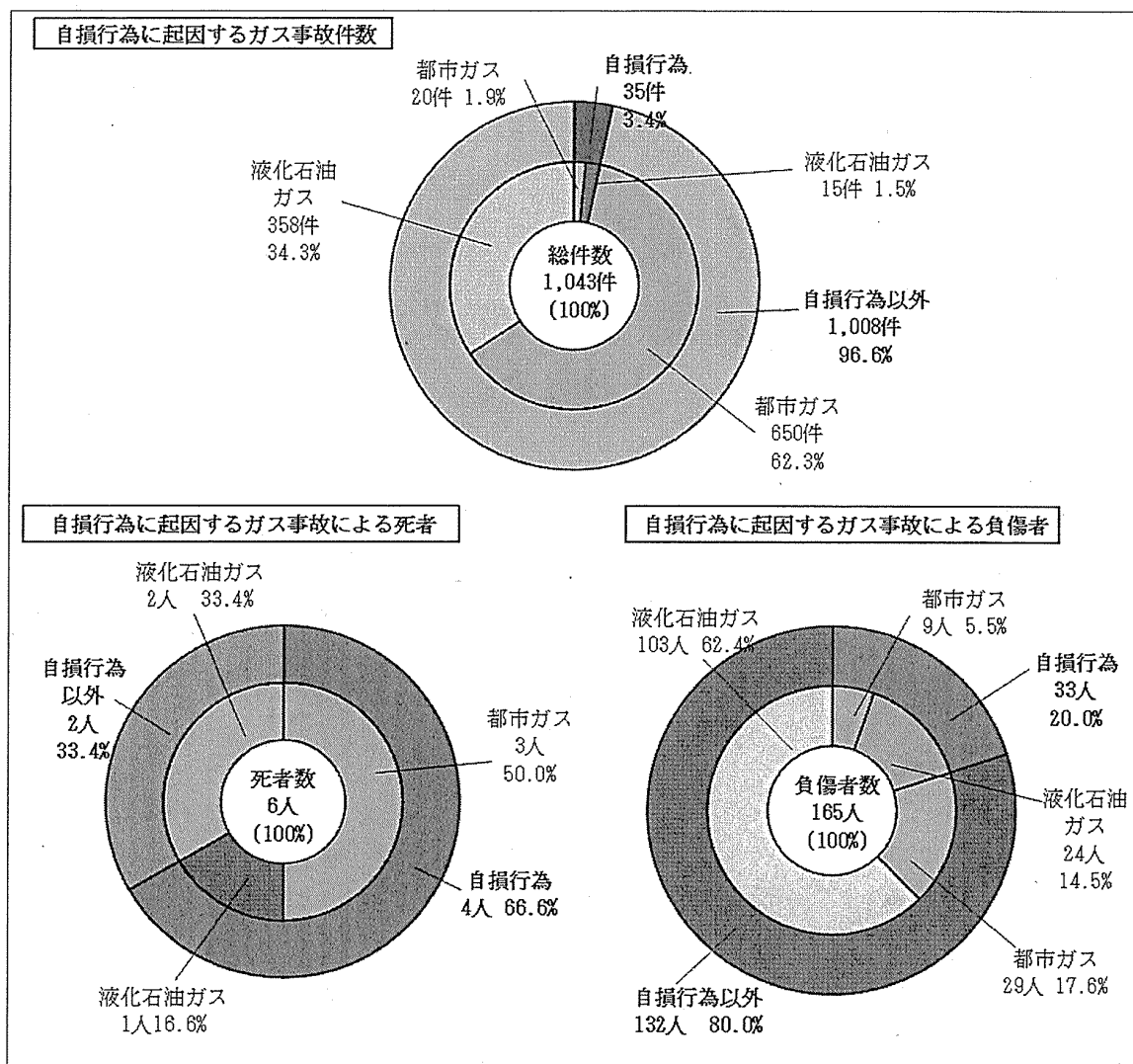
第6図 態様別死傷者数（平成22年中）



3 自損行為によるガス事故

ガス事故のうち、自損行為に起因する事故は第7図のとおりである。自損行為に起因する事故件数は35件でガス事故の総件数(1,043件)の3.4%を占める。また、ガス事故による総死者数6人のうち、自損行為による死者は4人(66.6%)であり、ガス事故による総負傷者数165人のうち、自損行為による負傷者は33人(20.0%)となっている。

第7図 ガス事故のうち自損行為に起因する件数及び死傷者数(平成22年中)



平成 22 年中の毒劇物等による事故の概要

1 毒劇物等による事故の発生状況

(1) 事故の発生件数

発生件数は前年に比べ増加

平成 22 年中に発生した毒劇物等(毒物及び劇物取締法第 2 条に規定されている物質並びに一般高圧ガス保安規則第 2 条に定める毒性ガス)による事故で消防機関が出場したもの(自損行為に起因するものを除く。)の件数は、第 5 表のとおりである。

事故件数は 130 件(前年 109 件)で、前年に比べ 21 件(19.3%)の増加となっている。また、死者は 9 人(前年 1 人)で、前年に比べ 8 人(800.0%)の増加し、負傷者は 126 人(前年 173 人)で、前年に比べ 47 人(27.2%)の減少となっている。

第 5 表 平成 22 年中の毒劇物等による事故発生件数

区 分	年・増減	平成22年 (イ)	平成21年 (ロ)	増 減 (イ)-(ロ) (ハ)	増減率 (ハ)/(ロ)×100 (%)
事故件数(件)		130	109	21	19.3
	火災	6	7	△ 1	△ 14.3
	漏えい	52	53	△ 1	△ 1.9
	その他	72	49	23	46.9
死傷者数(人)		135	174	△ 39	△ 22.4
	死者	9	1	8	800.0
	負傷者	126	173	△ 47	△ 27.2

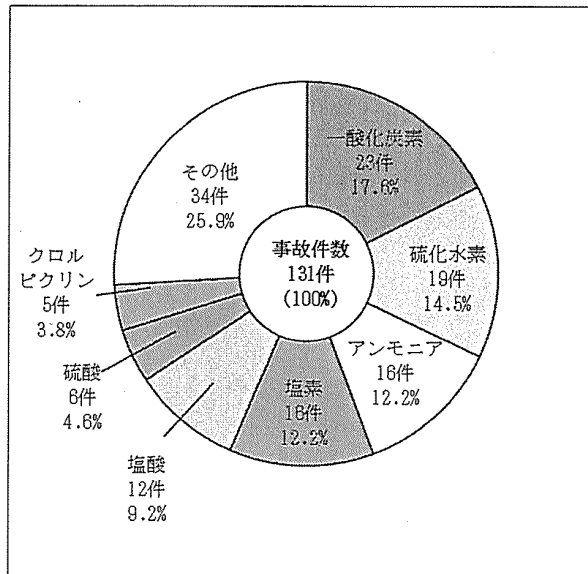
注) △は減少した数値を表す。

(2) 毒劇物等による事故の内訳

平成 22 年中の毒劇物等による事故の内訳は、第 8 図のとおりである。

一酸化炭素による事故が 23 件(17.6%)で最も多く、次いで硫化水素による事故が 19 件(14.6%)、アンモニア及び塩素による事故がそれぞれ 16 件(12.2%)ずつの順となっている。

第 8 図 毒劇物等による事故の内訳(平成 22 年中)



2 圧縮アセチレンガス等消防機関に届出を要する物質による火災の状況

(1) 火災の発生件数

発生件数は前年に比べ減少

平成 22 年中に発生した圧縮アセチレンガス等届出物質（消防法第 9 条の 3 に定められる物質）による火災の発生件数は、第 6 表のとおりである。

火災の発生件数は 49 件（前年 37 件）で、前年に比べ 12 件(32.4%)の増加となっている。また、負傷者は 42 人（前年 46 人）で、前年に比べ 4 人(8.7%)の減少となったが、死者は 1 人（前年 0 人）と増加している。

第 6 表 平成 21 年中の圧縮アセチレンガス等届出物質による火災の内訳

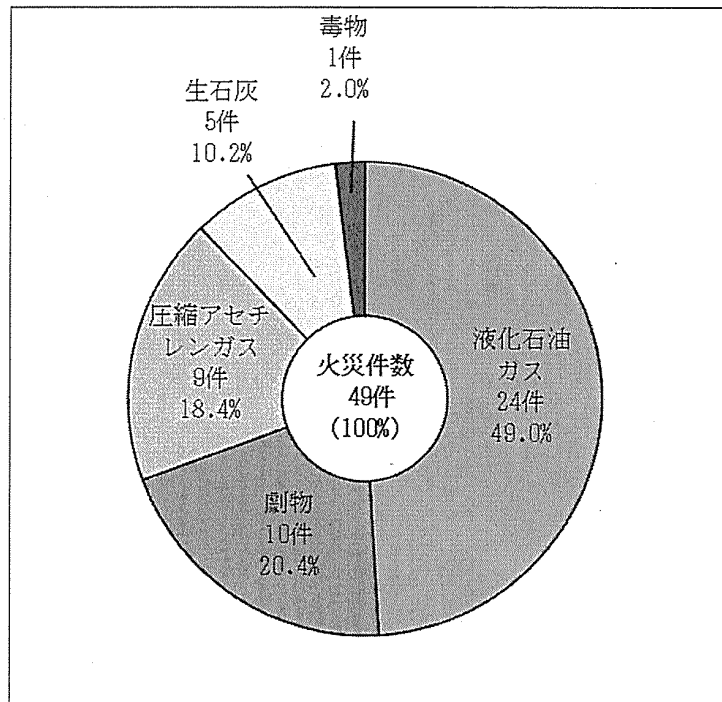
年・増減 区分	平成22年 (イ)	平成21年 (ロ)	増 減 (イ)-(ロ) (ハ)	増減率 (ハ)/(ロ)×100 (%)
火災件数 (件)	49	37	12	32.4
死 者 (人)	1	0	1	
負 傷 者 (人)	42	46	△ 4	△ 8.7

注) △は減少した数値を表す。

(2) 圧縮アセチレンガス等届出物質による火災の内訳

平成 22 年中の圧縮アセチレンガス等届出物質による火災の内訳は、第 9 図のとおりである。液化石油ガスによる火災が 24 件(49.0%)で最も多く、次いで政令別表第 2 に定める劇物による火災が 10 件(20.4%)、圧縮アセチレンガスによる火災が 9 件(18.4%)の順となっている。

第 9 図 圧縮アセチレンガス等届出物質による火災の内訳（平成 22 年中）



- 別表 1 ガス事故件数及び死傷者数（全国）
- 別表 2 ガス事故発生場所別被害件数（全国）
- 別表 3 消費先におけるガス事故発生原因別件数（全国）
- 別表 3－2 ガス器具の欠陥による消費先におけるガス事故の概要（全国）
- 別表 4 死者の発生した主なガス事故の概要（全国）
- 別表 5 消防機関に届出を要する物質（圧縮アセチレン等）に係る火災件数（全国）
- 別表 6 毒劇物等の事故の概要（全国）

別表 1

ガス事故件数及び死傷者数（全国）

（平成 22 年 1 月 1 日～12 月 31 日）

事故の態様	都 市 ガ ス						液化石油ガス			計		
				簡 易 ガ ス			件 数	死 者	負 傷 者	件 数	死 者	負 傷 者
爆発・火災事故	51 (3)	1 (1)	19 (2)	1 ()		1 ()	160 (11)	2 (1)	108 (18)	211 (14)	3 (2)	127 (20)
爆発のみに留 まったもの	2 ()						19 (3)		17 (3)	21 (3)	0 (0)	17 (3)
漏 え い 事 故	614 (12)	2 (2)	19 (7)	1 ()			218 (9)	1 ()	19 (6)	832 (21)	3 (2)	38 (13)
計	665 (15)	3 (3)	38 (9)	2 (0)	0 (0)	1 (0)	378 (20)	3 (1)	127 (24)	1,043 (35)	6 (4)	165 (33)

注） この表は、都市ガス及び液化石油ガスに係る爆発火災事故及び漏えい事故（以下「ガス事故」という。）の件数及び死傷者数について調査するもので、その記載については次によること。

1 ガス事故の態様の別は次によること。

- (1) 爆発・火災事故：都市ガス又は液化石油ガスが着火物となって生じた爆発・火災事故をいう。なお、爆発のみで留まったものについては該当欄に再掲すること。
- (2) 漏えい事故：人的損害を生じ、又はそのまま放置すれば爆発・火災若しくは人的損害を生じるおそれがある都市ガス又は液化石油ガスの漏えいであって、消防機関が出場したもののうち、(1)に該当しないものをいう。

2 都市ガスの欄には、ガス事業法第 3 条及び第 37 条の 2 の許可を受けたガス事業者によって供給されるガスによる事故について記載し、簡易ガスの欄にはガス事業法第 37 条の 2 の許可を受けたガス事業者によって供給されるガスによる事故について再掲すること。

3 死者の欄には、爆発・火災事故は 48 時間以内に、漏えい事故は初診時において、それぞれ死亡が確認された者の数を記載すること。

4 表中の括弧内には、自損行為に起因する事故について再掲すること。

別表 2

ガス事故発生場所別被害件数（全国）

（平成 22 年 1 月 1 日～12 月 31 日）

発生場所 ガス種別	ガス製造 施設	ガス導管	容器に よる運搬	消 費 先								計	
				住宅	共同住宅	旅館	飲食店	学校 病院	工場	その他の 事業所	小計		
都市ガス	件数	3 ()	163 (7)	1 ()	367 (29)	195 (11)	2 (1)	70 (6)	5 (3)	5 (2)	49 (3)	498 (44)	665 (51)
	死者	()	()	()	3 (1)	2 (1)	()	()	()	()	()	3 (1)	3 (1)
	負傷者	()	3 (1)	()	28 (13)	16 (5)	()	5 (3)	()	2 (2)	()	35 (18)	38 (19)
液化石油ガス	件数	10 (1)	13 (3)	15 (5)	212 (96)	91 (36)	()	41 (11)	8 (6)	13 (6)	66 (32)	340 (151)	378 (160)
	死者	()	()	()	1 (1)	1 (1)	()	1 (1)	()	1 ()	()	3 (2)	3 (2)
	負傷者	1 (1)	()	2 ()	65 (56)	34 (27)	()	26 (21)	8 (7)	4 (3)	21 (20)	124 (107)	127 (108)

注) この表は、ガス事故の発生場所別の被害状況を調査するもので、その記載については、様式 1 の注：1～3 によるほか次によること。

- 1 ガス製造施設の欄には、ガス事業者の敷地内にある施設又は液化石油ガスの製造業者若しくは販売業者の敷地内にある施設における事故について記載すること。
- 2 ガス導管の欄には、都市ガスにおけるガス導管又は液化石油ガスにおける供給管（道路等第三者の敷地内に設置されているもののみ。）のうち、消費先の建物内を除く部分で発生した事故について記載すること。
- 3 容器による運搬の欄には、液化石油ガスを容器により運搬中に発生した事故について記載すること。
- 4 消費先の欄には、次の場所において発生した事故について、それぞれ該当する区分の欄に記載すること。
 - (1) 都市ガスにあつては消費先のガス導管からガス器具まで。
 - (2) 液化石油ガスにあつては消費先のガスボンベからガス器具までの部分（道路等第三者の敷地内に設置されている供給管の部分を除く。）。
- 5 表中の括弧内には、爆発・火災に係る被害について再掲すること。

別表 3

消費先におけるガス事故発生原因別件数（全国）

（平成 22 年 1 月 1 日～12 月 31 日）

事故原因の別		ガス種別		液化石油 ガ ス	計
		都市ガス	簡易ガス		
工ガ 事ス 業事 者業 に者 因係	ガス器具の欠陥によるもの	5 (1)	()	1 (1)	6 (2)
	工事不良・維持管理不良によるもの	44 (7)	()	42 (10)	86 (17)
	ガス漏えい発見後の不適切な処理によるもの	()	()	2 (2)	2 (2)
消 費 者 に 係 る 原 因	コックの誤操作・火の立ち消え等による生ガスの放出によるもの	53 (10)	()	44 (24)	97 (34)
	器具・ホースの取扱い、管理不良によるもの	230 (19)	1 (1)	100 (63)	330 (82)
	ガス漏えい発見後の不適切な処理によるもの	4 (1)	()	5 (3)	9 (4)
	自損行為によるもの	16 (3)	()	18 (8)	34 (11)
そ の 他	いたずら等故意によるもの	3 ()	()	7 (2)	10 (2)
	不明・その他	143 (3)	()	121 (38)	264 (41)
計		498 (44)	1 (1)	340 (151)	838 (195)

注) この表は、消費先（様式 2 の注： 4 による。）におけるガス事故の主要原因と考えられるものについて、その件数を調査するもので、記載については、様式 1 の注： 1 及び 2 によるほか次によること。

- 1 原因が重複して考えられるものは、主たるものについてのみ計上すること。
- 2 表中の括弧内には、爆発・火災に係る件数を再掲すること。
- 3 事故原因の別でガス器具の欠陥によるものに該当する事故がある場合には、当該事故の発生月日、場所、態様、ガス種別、事故を起こした機器の品名及び故障等の状況等についてメモ欄 (1) に簡潔に記すこと。
- 4 事故原因の別で工事不良・維持管理不良によるもの及びガス漏えい発見後の不適切な処理によるもののうち、態様が爆発・火災に該当する事故の場合には、当該事故の発生月日、場所、態様、ガス種別、事故を起こした部位及び事故概要等についてメモ欄 (2) に簡潔に記すこと。

別表 3 - 2

ガス器具の欠陥による消費先におけるガス事故の概要（全国）

（平成 22 年 1 月 1 日～12 月 31 日）

発生日	都道府県	事故の原因及び概要
7月17日	石川県	システムコンロ使用中、火力調整をした際に器具内部から微量のガスが漏れ、コンロに着火したもの。
1月17日	大阪府	住宅においてガス給湯器（都市ガス使用）が不完全燃焼を起こしたもの。
2月9日	大阪府	住宅においてガス給湯器（都市ガス使用）が不完全燃焼を起こしたもの。
7月22日	大阪府	店舗において業務用ガスオーブン（都市ガス使用）の異常燃焼したもの。
10月12日	大阪府	住宅においてガス炊飯器（都市ガス使用）のガス管よりガスが漏れしたもの。
12月19日	大阪府	飲食店においてガスメーター（都市ガス）よりガスが漏れしたもの。

別表 4

死者の発生した主なガス事故の概要（全国）

（平成 22 年 1 月 1 日～12 月 31 日）

発生年月日	場所	態様	ガス種別	死者数	負傷者数	概 要 ・ 原 因
11月20日	弘前市	爆発	液化石油ガス	1	10	店舗内で液化石油ガスが漏れ、何らかの火源により引火爆発、火災となったもの。
7月14日	四万十市	漏えい	液化石油ガス	1	0	工場内で大型ガスコンロにて調理中（換気扇使用なし）の作業員が、一酸化炭素中毒を起こし意識喪失、死亡したもの。

注) この表は、死者の発生したガス事故（自損行為、いたずら等悪意によるものを除く。）について調査するもので、その記載については次によること。

- 1 場所の欄には、市町村名を記入すること。
- 2 態様の欄には、ガス事故の態様を様式 1 の注：1 の分類に従っていずれかを○で囲むこと。
- 3 ガス種別は、都市ガス又は液化石油ガスのいずれかを○で囲み、このうち都市ガスについては、石炭系ガス、石油系ガス、液化天然ガス、液化石油ガス及びその他のいずれかを括弧内に記入すること。
- 4 死者数の欄には、爆発・火災事故は 48 時間以内に、漏えい事故は初診時において、それぞれ死亡が確認された者の数を記載すること。

別表 5

消防機関に届出を要する物質（圧縮アセチレンガス等）に係る火災件数（全国）

（平成 22 年 1 月 1 日～12 月 31 日）

物質の区分 発生件数等	圧縮アセチレンガス	無水硫酸	液化石油ガス	生石灰	政令別表第1に定める毒物	政令別表第2に定める劇物	計
件 数	9		24	5	1	10	49
死 者	1						1
消防活動従事者							0
負 傷 者	2		18			22	42
消防活動従事者							0

注) この表は、消防法第 9 条の 3 の規定により、貯蔵又は取扱いに際して、あらかじめ消防長又は消防署長に届け出ることを要する物質（消防法第 9 条の 3 ただし書きの物質も含む。）に係る火災（爆発のみに留まったものを含む。）について調査するもので、その記載については次によること。

- 1 自損行為に起因するものを含めて記載すること。
- 2 死者の欄には、48 時間以内に死亡が確認された者の数を記載すること。
- 3 死者及び負傷者のうち、消防職員及び消防団員については、消防活動従事者の欄に再掲すること。

別表 6

毒劇物等の事故の概要（全国）

（平成 22 年 1 月 1 日～12 月 31 日）

発生日	都道府県	毒劇物等の名称	事故の区分			死者数		負傷者数		事故の原因及び概要
			火災	漏えい	その他	従 事 者 死	従 事 者 負			
2月8日	北海道	一酸化炭素			○			1		敷地内温室において七輪で炭を焚き、豆を煎る作業により一酸化炭素が発生したものの。
3月31日	北海道	一酸化炭素			○			2		宿泊施設において、宿泊室のFF式灯油ストーブを修理後に使用したところ、宿泊者が一酸化炭素中毒の症状を訴えたもの。10歳男児1名中等症及び20歳女性1名軽症を救急搬送。
8月22日	北海道	アンモニア		○						食品冷凍加工工場の冷蔵装置内部の圧力上昇によって安全弁が作動し、機械室から気体アンモニアが漏えいしたものの。
9月16日	北海道	アンモニア		○						施設の老朽化した配管の亀裂からアンモニアが漏えいしたものの。
10月12日	北海道	過酸化水素		○						屋外タンク貯蔵所にて貯蔵し、ポンプを経由して希釈装置へ供給する定常運転中、フランジ部分のゴム製パッキン劣化部から約200リットルの過酸化水素が漏えいしたものの。
11月8日	北海道	一酸化炭素			○			1		建物内倉庫で暖をとるために七輪2基で炭を焚き、窓などを開けず炊事の事務所で寝てしまったため、一酸化炭素中毒となった。男性中等症1名を救急搬送。
11月22日	北海道	一酸化炭素			○			3		一般住宅内において、2名の一酸化炭素中毒患者が発生したものの。推定される原因にあつては、浴室用ボイラーの不完全燃焼。
4月5日	青森県	硫化水素		○						何かがホテルの浴室にて、石灰硫黄合剤とサンボールを混合させ、硫化水素が発生させたものの。
11月30日	青森県	クロロピクリン		○		1				交通事故により20トントラックが崖下に転落。積荷の劇物（20リットル缶、約200本）が散乱し、有毒ガスが発生した事故。運転者の男性1名が死亡。
5月10日	青森県	クロロピクリン		○						走行中のトラックの荷台から、積荷のクロロピクリン20リットル缶が計36缶路上に落下したものの。その衝撃で2缶が破損し、町道及び側溝にクロロピクリン約20リットルが漏えいしたものの。河川等への流出なし。
7月13日	山形県	一酸化炭素			○			3		食品加工工場1階調理室において、ガス調理器の不完全燃焼により、一酸化炭素が発生したものの。この事故により、3名が負傷（中等症）。
9月6日	山形県	一酸化炭素			○			4		保育園1階調理室において、ガス調理器の不完全燃焼により、一酸化炭素が発生したものの。この事故により、4名が負傷（中等症）。
8月26日	福島県	塩化水素		○						危険物施設（製造所）で混合溶液を製造する設備の試験運転中、装置の一部である熱交換器2基の上部フランジより、同時に塩化水素が漏えいしたものの。
7月18日	茨城県	水酸化ナトリウム		○						水酸化ナトリウム計量タンクのレベル計が作動せず、ポンプが停止しなかった為、計量タンクがオーバーフローし、エア抜きから漏えいしたものの。
9月21日	茨城県	塩酸		○						配管内部ライニング不良により35パーセント塩酸が配管を浸食、開口し配管から塩酸が漏えいしたものの。
3月4日	埼玉県	硫化水素			○			1		屋外に放置された日本酒4合ビンを自宅台所の流しに開け流すとシンナー臭が発生し、硫化水素中毒となったもの。この事故により、1名が負傷。
3月6日	埼玉県	硫化水素			○			1		作業員が反応槽内の水洗い作業を実施していたところ、製造過程で発生した残留硫化水素を吸引して転倒し、頭部を挫傷（軽症）したものの。
8月19日	埼玉県	硝酸		○						3トントラックで走行中、荷台に積載していたドラム缶の内張り（ポリプロピレン）が、何らかの原因により破損し、水分排出用の穴から硝酸が漏えいし、道路に流出したものの。
9月3日	埼玉県	塩素			○			1		タンクローリーで硫酸タンクへ次亜塩素酸ソーダを積って注入したため、塩素ガスが発生し、作業員が吸引したものの。この事故により、1名が負傷。

6月22日	千葉県	硫化水素			○	1			自家用車庫内において、薬物混入により硫化水素を発生させ自損行為を計ったもの。この事故により行方不明者が死亡。
12月4日	千葉県	塩素			○				飲料用井戸水のポンプ小屋において、ポリ塩化アルミニウムを補給しようとした際、誤って次亜塩素酸ソーダのタンクに投入し、塩素ガスが発生したものの。
1月8日	東京都	硫化水素			○				下水マンホールから硫化水素が発生したものの。
1月13日	東京都	過酸化水素			○				ビル屋上に置いてあった過酸化水素の入ったポリ容器が落下したものの。
1月16日	東京都	アンモニア			○				共同住宅1階のワインセラーからアンモニアが漏れ出したもの。
1月18日	東京都	一酸化炭素			○		1		複合テナントビル1階陶器販売店内において、火鉢(床炭)で暖をとっていたところ気が悪くなったもの。この事故により、1名が負傷。
1月19日	東京都	硫化水素			○				道路側溝より硫黄臭がするとの通報があったもの。
1月20日	東京都	硫化水素			○				複合テナントビル地下2階において業者が雑排槽清掃中、硫黄臭気が発生したものの。
2月18日	東京都	アンモニア			○				共同住宅居室内においてワインセラーの冷媒配管が腐食し、アンモニアガスが漏れ出したもの。
2月21日	東京都	水酸化ナトリウム			○				石炭を作ろうと水酸化ナトリウムを水に溶かしたところ一気にも多量溶かしたため急激に温度が上昇し、白煙が上がったもの。
2月22日	東京都	塩化水素			○		3		学校実験室において粉体の石英を得る実験中、試験管が破裂し、塩化水素ガスが発生したものの。この事故により、3名が負傷。
2月26日	東京都	硫化水素			○				マンホールから硫黄臭がするとの通報があったもの。
2月26日	東京都	一酸化炭素			○				複合テナントビル1階飲食店の厨房内において、窯(炭火)の使用放置により一酸化炭素ガスが発生したものの。
3月10日	東京都	キシレン			○				医学実験庁舎西側屋外において廃棄用薬品を捨てこぼしたものの。
3月13日	東京都	一酸化炭素			○		3		トンネル内において発電発電機7台を使用し、コンクリート破砕中、一酸化炭素が発生したものの。この事故により、3名が負傷。
3月14日	東京都	アンモニア			○				共同住宅居室内においてワインセラーからアンモニアが漏れ出したもの。
3月19日	東京都	一酸化炭素			○		2		複合テナントビル1階飲食店の厨房内において換気不良のナン焼き釜(炭火)の不完全燃焼により一酸化炭素ガスが発生したものの。この事故により、2名が負傷。
5月11日	東京都	アンモニア			○				共同住宅居室内においてワインセラーからアンモニアが漏れ出したもの。
5月12日	東京都	一酸化炭素			○		1		スーパーマーケット1階鮮魚調理室において何らかの原因により一酸化炭素が発生したものの。この事故により、1名が負傷。
5月16日	東京都	クロルピクリン			○				畑に散布した土壌くん蒸剤(クロルピクリン)により付近住民が目の痛みを訴えたもの。
5月21日	東京都	一酸化炭素			○				複合テナントビル1階飲食店においてナン焼きの炭火放置により一酸化炭素が店舗内に充満したものの。
5月31日	東京都	一酸化炭素			○				飲食店1階の厨房内においてかまどの炭火放置により一酸化炭素が発生したものの。
6月1日	東京都	塩素			○				建物10階屋内プールの機械室において管理者が誤って殺菌剤装置のタンクへ入れるポリ塩化アルミニウムを殺菌剤タンク(次亜塩素酸ソーダ)に投入し、塩素ガスが発生したものの。

6月6日	東京都	硫酸			○		1	学校実験室内において硫酸と無水酢酸の混合液を中和の際、はねた液体が目に入ったもの。この事故により、1名が負傷。
6月11日	東京都	塩素			○		2	学校複合施設の地下2階機械室においてプール消毒用タンク(次亜塩素酸ナトリウム)に誤ってポリ塩化アルミニウムを入れたため、塩素ガスが発生した。この事故により、作業員2名が負傷。
6月13日	東京都	硫化水素			○			排水口から異臭がするとの通報があったもの。
7月1日	東京都	アンモニア			○		3	4階事務室内のワインセラーからアンモニアが漏えいした。この事故により3名が負傷(軽症)。
7月6日	東京都	アンモニア			○		16	冷凍冷蔵倉庫の解体作業中、重機の羽先により冷却用アンモニア配管を損傷し、アンモニアガスが漏えいした。この事故により16人が負傷(軽症)。
7月12日	東京都	塩素			○		5	学校3階屋上機械室においてプール消毒用の薬品タンク(次亜塩素酸ナトリウム)に誤って凝集剤(ポリ塩化アルミニウム)を入れたため塩素ガスが発生した。この事故により、5名が負傷。
7月17日	東京都	一酸化炭素			○			5階飲食店において窓の炭火放置により一酸化炭素が発生した。
7月22日	東京都	フロンガス			○		1	複合テナントビル1階店舗内(コンビニ)でエアコンガスが漏えいした。この事故により、1名が負傷。
8月20日	東京都	硫化水素			○			危険排除現場において警察官が検閲中に液体の入ったペットボトルを発見した。
9月20日	東京都	ホルムアルデヒド			○			診療所、1階病床検査室においてガラス製機器保存容器を他の容器に移し替える際、誤って破損し、ホルムアルデヒド水溶液約10リットルが流出した。
9月26日	東京都	一酸化炭素			○			庭園内において10センチメートル程の穴から水蒸気噴出の通報があった。庭園植え込み内の深さ50センチメートルに埋設された電気配線被覆が経年劣化し、雨水により配線が過熱して塩ビ製配管が溶融した。
10月2日	東京都	硫化水素			○			屋外下水溝から刺激臭がするとの通報があったもの。
10月3日	東京都	塩素			○			複合テナントビル1階スーパーのトイレ内の清掃用具庫内の洗剤バケツに洗浄剤(塩素系及び酸性洗浄剤)が放置され臭気が漂っていた。
10月7日	東京都	シアン化水素			○		4	研究センター4階、メッキ研究室内において廃液作業中に誤ってシアン化銅と酸性液を混合したためシアン化水素が発生した。この事故により4名が負傷(重症1、軽症3名)。
10月12日	東京都	一酸化炭素			○		1	共同住宅1階居室において木炭使用により一酸化炭素が発生した。この事故により、1名が負傷。
10月19日	東京都	クロロピクリン			○			建築工事現場において掘削作業中、地中に埋まっていた薬品瓶6本が破損し、刺激臭が発生した。
10月26日	東京都	水酸化ナトリウム			○			飲食店の厨房において布巾をアルカリ性洗剤(水酸化ナトリウム)で煮沸中、その蒸気を吸引し具合が悪くなったもの。
11月1日	東京都	アンモニア			○			複合テナントビル1階飲食店においてワインセラーからアンモニアが漏えいした。
11月6日	東京都	アンモニア			○			冷凍倉庫の解体工事現場においてアンモニア臭が発生した。
11月22日	東京都	一酸化炭素			○			複合テナントビル1階飲食店において調理用室内で営業準備のために燃焼させていた炭の不完全燃焼により一酸化炭素が発生した。
11月25日	東京都	硫化水素			○			作業所併用住宅、1階浴室内においてガス臭気するとの通報があったもの。
12月22日	東京都	塩素			○		1	学校の別館プール機械室においてプールの消毒液(次亜塩素酸ナトリウム)を補充の際、誤って隣のポリ塩化アルミニウムタンクに入れたため塩素ガスが発生した。この事故により、1名が負傷。

12月22日	東京都	金属リチウム				○		3	研究センター4階実験室で廃棄物の処理作業中、ドラフトチャンバ内で水を張ったポリバケツに金属リチウムを入れたところ発生した水素が爆発、電気配線を若干焼損したものの、この事故により、3名が負傷（中等症）。
12月24日	東京都	塩素				○			共同住宅、2階屋内廊下に塩素系の液体が入ったバケツが放置されていたもの。
12月24日	東京都	アンモニア				○			病院1階面談室内に設置の小型冷蔵庫の配管から冷媒アンモニアが漏えいしたものの。
12月26日	東京都	トリクロロエチレン				○		2	塗装工場所1階においてトリクロロエチレンの入っていた屋内タンクを清掃中、具合が悪くなったもの。この事故により、2名が負傷（重症1名、軽傷1名）。
12月27日	東京都	一酸化炭素				○		1	共同住宅3階居室内において練炭使用により一酸化炭素が発生したものの。
12月27日	東京都	シアン化カリウム				○			共同住宅1階、居住者が飲酒し、室内にシアン化カリウムを撒いたもの。
4月30日	神奈川県	塩素				○		7	合成塩酸製造設備の非気弁ダイヤフラムの損傷により、水素ガス遮断弁が閉止されて配管内に塩素ガスが充満したことにより排気ブローが過負荷停止し、装置内の圧力が上昇して塩素ガスが漏えいしたものの。
9月30日	神奈川県	塩酸				○		6	塩酸を貯蔵タンクに注入作業中、貯蔵タンクの一部が腐食していたために破損し、塩酸が約5000リットル漏えいしたものの。この事故により、6名が負傷したものの。
1月27日	神奈川県	アンモニア				○			アクリルニトル製造の原料として、送っている配管橋上の液体アンモニア配管（3インチ）から何らかの原因でアンモニアガスが漏えいしたものの。
9月17日	神奈川県	塩素				○			製造所内に設置された塩素建屋内の液体塩素配管のレベルコントロールバルブから液体塩素が漏えいしたものの。
9月25日	神奈川県	硫化水素				○		2	硫化水素及び水のスミは、気流分層層で硫化水素ガスと水分に分層され、硫化水素ガスは、次工程の硫黄回収工程へ送られるが、何らかの原因により気流分層層でオーバーフローが起こったもの。この事故により、2名が負傷。
11月3日	神奈川県	一酸化炭素及び高炉ガス				○		1	亀裂が発生した下部バンカーを応急処置中の作業員1名が、漏えいしたガス（一酸化炭素と高炉ガスの混合ガス）を吸引し、一酸化炭素中毒となったもの。
11月6日	神奈川県	塩素				○		1	液体塩素を積載したローリーが荷降ろし作業後、配管内の残留塩素を窒素ガスで洗浄作業するため、スクラパーへ向かう配管の接続を確認せずにバルブを開いたため、当該配管から噴出した窒素混じりの塩素ガスを作業員が吸引したものの。この事故により、1名が負傷。
10月5日	神奈川県	塩酸				○		1	塩酸供給システムの異常があり、原因調査中に、塩酸の搬送ポンプを手動に切り替えたことで、安全装置が働かず、サブタンクに送られた塩酸がオーバーフローし、防液棚に漏えいした。漏えいした塩酸を中和するため消石灰を入れたところ、急激な発熱反応を起こし、塩酸が突沸し負傷したものの。この事故により、1名が負傷。
7月31日	新潟県	廃液処理液 （酸（硝酸10%＋フッ酸2%）と水の混合液）				○			形鋼特製工場において、精製工程で使用せれた酸（硝酸10%＋フッ酸2%）の廃液処理場に水が混入したために中和処理が不完全となり、排水中の金属成分（鉄、クロム、ニッケル等）が析出し、汚濁水となり、工場内の放流口から港に流出した。
10月21日	新潟県	シアンヒ素リン （検知器にて測定）				○	1		廃液運搬用タンクローリーからアルカリ性廃液を工場の反応槽ビットへ荷降ろし中、タンクローリー上部へ上がり、マンホールの蓋を開け残量を確認したところ、不快感を訴え倒れたもの。原因にあつては、廃液が反応し、有毒ガスが発生したものと考えられる。この事故により、1名が死亡。
6月9日	長野県	水酸化ナトリウム				○		1	薬品をお湯で溶かす作業中、別の薬品と間違えて投入し、その結果、化学反応が起き、勢いよく飛び散った液体が顔面及び胸部にかかったもの。この事故により1名が負傷。
2月9日	岐阜県	硫化水素				○	1		30代男性が車内で硫化水素を発生させ自損行為を図ったもの。
12月8日	静岡県	硫化水素				○	2		車両内に硫化水素を発生させ、男性・女性各1名が自損行為を図ったもの。
4月11日	愛知県	塩酸				○			塩酸・苛性ソーダ共用注入ポンプの圧力計フランジ部において、配管内面のグラスライニング材の劣化により亀裂が発生し、塩酸が配管を腐食させて開口し、漏えいに至ったもの。
6月25日	愛知県	硝酸				○		1	使用後の廃硝酸を工場内のタンクからタンクローリーへ吸引中にタンクローリーのタンクが破損し、当該危険物が漏えいしたものの。この事故により、1名が負傷。

8月29日	愛知県	リン化アルミニウム製剤	○						害虫駆除業者が倉庫の害虫駆除に使用したリン化アルミニウムを処理中に、空気中の水分と反応し、リン化水素を発生しながら反応熱で発火したものの。
9月27日	愛知県	水酸化ナトリウム			○		1		作務中に水酸化ナトリウムが目に入った。この事故により、1名が負傷。
12月1日	愛知県	硫酸			○		1		硫酸タンクの入口弁が閉止せず、硫酸タンクが満杯となって配管を通り、脱湿器を経由して防塵室内へ硫酸が漏えいしたと推定する。この事故により、1名が負傷。
8月10日	愛知県	黄燐	○				1		溶解した黄燐をドラム缶から抜き取る作業中に、吸引する設備のゴムホースが破損、飛散した黄燐が作業者の衣服に付着し自然発火したものの。この事故により、1名が負傷。
8月19日	愛知県	二酸化硫黄			○				事業所で使用の二酸化硫黄ボンベ（500キログラム）の安全弁の不備により漏えい事故が発生したものの。
1月25日	愛知県	次亜塩素酸ナトリウム			○		3		解体中の倉庫内において、ペットボトルから液体がもれ鼻をつく臭いがしたものの。この事故により、3名が負傷。
1月28日	愛知県	シアン化銀			○		1		破損したシアン化銀の配管修理中、誤って吸い込んだもの。この事故により、1名が負傷。
6月22日	愛知県	塩化水素			○				排水処理装置の塩酸注入ポンプ逆止弁の上蓋バックン取付時に、取付ボルトの締付力に差異があり、温度変化により樹脂材の熱膨張及び収縮により締付力が低下し、当該部分から塩化水素が漏えいしたものの。
7月21日	愛知県	塩化水素			○				地震により、補給水の脱塩装置塩酸タンク内の液面が動揺し、スクラパーに塩化水素が流入し、白煙が発生したものの。
12月9日	愛知県	塩酸			○				駐車中の毒物運送用ローリー（46パーセント塩酸8,500リットル積載）の液面計が破損し、約50～100リットル漏えいしたものの。
5月11日	三重県	塩素			○		2		地下1階でポリ塩化アルミニウム及び次亜塩素酸ソーダをそれぞれのタンクに補充しようとしたところ、誤って次亜塩素酸ソーダのタンクにポリ塩化アルミニウムを補充し、化学反応により有毒ガスが発生したものの。この事故により、2名が負傷。
7月27日	三重県	一酸化炭素			○		1		鍋にお湯を沸かしたまま寝てしまったため何らかの原因により少量の一酸化炭素が発生したものの。この事故により、1名が負傷。
9月24日	三重県	二酸化窒素			○		6		工場内にある古くなった屋内タンク（1335）の解体作業において、タンクを重機で横に向けたところ、タンクに残っていたリン酸亜鉛が漏えいし、二酸化窒素が発生する。この事故により、6名が負傷（全員が軽症）。
10月21日	三重県	硫化水素			○	1			乗用車内にて自損行為を図ったもの。この事故により、1名が死亡。
6月3日	滋賀県	塩素			○				共同住宅2階の住人がLCブリーチ（塩素系漂白剤）とフマキラーハイナス（酸性洗剤）を混合してトイレの清掃をしていたところ、気分が悪くなり通報したものの。
11月17日	滋賀県	アンモニア			○				アンモニア冷凍設備の凝縮器コイルにピンホールが発生し、アンモニアが漏えいしたものの。
7月22日	京都府	水酸化ナトリウム			○				水酸化ナトリウムのタンクに接続されたポリエチレン製ホースが、経年劣化により破損し、同箇所から水酸化ナトリウムが約40リットル漏えいしたものの。
3月2日	大阪府	メタノール	○				1		作業場内で物を製造中、黒鉛をメタノールで練った溶剤を缶型に塗る作業中に、着衣に溶剤が付着したまま、鋳型表面を乾燥させようと、ライターを着火させたため、メタノールに着火し、着衣を焼損したものの。この事故により、1名が負傷。
6月25日	大阪府	硫酸等	○				1		医療用カテーテルの製造研究をしている施設で硫酸等の毒劇物を整理処分するために、屋外に存置しシートベニア板で覆い施設内で食事後、屋外に出たところシート脇から火災が上がっていたもの。この事故により、1名が負傷。
6月27日	大阪府	アンモニア			○		2		警察官が異臭のするゴミ袋を調査するため開放したところ倒れたもの。ドレーグル検知管により異臭物質の特定を行ったところ、アンモニアと判明。ペット業者が動物の糞尿をビニール袋に入れゴミ捨て場に投棄したものの。この事故により、2名が負傷。
10月2日	大阪府	メタノール	○						加工機で樹脂加工紙を製造中、原紙と機械のロール間での剥離帯電により発生した静電気のスパークが、メタノールに引火したものの。
4月23日	兵庫県	硫酸			○				瓶を洗浄する際に排出されるアルカリ性の廃液を中和する廃液中和処理装置の故障のため、通常の100倍である約2000リットルの硫酸が供給され、廃液とともに下水道に流出したものの。

8月17日	兵庫県	塩酸		○		1	製薬会社前路上において、作業員が搬送しようとした塩酸を誤って頭からかぶってしまい、負傷した。また、路上に約20リットルの塩酸が漏れ出したもの。この事故により、1名が負傷。
11月12日	兵庫県	塩素		○		1	20代女性がカビキラー（塩素系）2本とトイレホールクリーナー（酸性）1本を混ぜ、自損行為を図ったもの。この事故により、1名が負傷。
12月16日	兵庫県	一酸化炭素		○		3	建物を閉めきって七輪で暖をとっていたところ、建物内の空気中の酸素不足による不完全燃焼により一酸化炭素ガスが発生し、建屋内にいた3人が一酸化炭素中毒になり救急搬送されたもの。
4月28日	奈良県	硫化水素		1	1		成人の男性1名が軽自動車内にて硫化水素自殺を図ったもの。この事故により、1名が死亡。
9月5日	和歌山県	塩素		○		1	従業員が誤ってスケール除去剤（酸性）に温泉カビヌメリ取り（塩素）を混入し、別の従業員1名が気分不良を訴える。
2月9日	岡山県	重クロム酸水溶液		○			国道2号線上り線走行中の14トントラックの荷台に積載しているタンク2基（2,000リットル×2）のうち、後部1基のタンクのバルブから重クロム酸水溶液が約180キログラム漏れ出したもの。
10月13日	岡山県	指定可燃物刷物フェノール		○			事業所所有のフェノールのタンクの排出配管からフェノールが約0.03リットル漏れ出したもの。
3月17日	山口県	塩酸		○			タンクローリーから塩酸タンクに35%濃度の塩酸を運搬していたところ、塩酸タンクの上蓋及び下部排出配管が破損し、塩酸約100～200リットルが堤内・敷地内に流出したもの。
8月10日	山口県	臭素		○			DBDE（デカブロモジフェニルエーテル）製造施設内の臭素回収槽上部マンホールのガスケット取付け不良により、臭素ガスが流出したもの。
8月31日	山口県	三塩化ホウ素		○		1	トルエン、三塩化ホウ素を入れたガラス容器に液相アンモニアを滴下する合成研究を行っていたところ、何らかの原因により内圧が上昇し、ガラス容器が破裂、研究員1人が負傷したもの。
11月29日	山口県	一酸化炭素		○		6	ガスコンロを使用し味噌作りの作業中、換気不足により一酸化炭素中毒になったもの。この事故により、6名が負傷。
8月12日	愛媛県	濃硫酸		○			硫酸配管バージ用の圧縮空気等により水分が混入したため、配管が腐食蝕肉し、ライン上に約20メートルの穴が発生し、ピット内外に濃硫酸約900リットル漏洩したもの。
4月29日	愛媛県	三酸化アンチモン	○				ABS樹脂製造工場内に貯蔵されていた三酸化アンチモンが、工場の火災により損壊したもの。
7月27日	高知県	クロロピクリン		○		1	農作業中に、作業員が誤ってビニールハウス内の土壌消毒用のクロロピクリン（薬剤名クロピクロー）を水路に流出（約0.02リットル）させたもの。この事故により、1名が負傷。
2月11日	福岡県	一酸化炭素		○		4	飲食のため室内で炭火を使用したところ、一酸化炭素中毒となったもの。この事故により4名が負傷。
4月11日	福岡県	硫化水素		○			居住者が人浴剤を作るため、重曹0.3リットル、クエン酸0.1リットル、水0.01リットルを混ぜたものにウルトラマリン（青色色素）0.015リットルを加えたところ、硫化水素が発生したものの。
7月22日	福岡県	アンモニア		○			ワインセラーの冷媒配管からアンモニアガスが漏れ出したもの。
10月20日	福岡県	塩素		○			機器のメンテナンス不足により、塩素ガス導管が目詰まりを起こし、排気筒から塩素ガスが漏れ出したもの。
12月6日	福岡県	硫酸		○			工場内にて、硫酸を圧送していた配管のフランジから約50リットルの硫酸が漏れ出したもの。
12月12日	福岡県	硫化水素		○			液体硫化水素を輸送中のタンクローリーの蓋が何らかの原因で緩み、そこから漏れ出した液体硫化水素が下水へ流入したものの。
3月19日	熊本県	トルエン	○				リン化合物が廃水タンク内の空気に触れ自然発火し、当該タンク内に滞留していたトルエン等の可燃性蒸気に引火したものの。

5月17日	大分県	アンモニア			○				原因は不明であるが、マンホール付近からアンモニア臭がした たもの。
12月20日	大分県	塩酸		○					塩酸タンク下部に取り付けていたビニールホースが破損し、そ の箇所より防液堤に塩酸が流出したもの。防液堤内に漏えい後、 下部コンクリートが溶け、防液堤外部にも塩酸が流出したもの。
12月15日	鹿児島県	亜硫酸ガス			○			2	中学校の理科で硫化鉄を作る実験中、鉄と硫酸をアルミ箱で包 み熱を加えたところ、副産物と思われるガスが若干発生し、生徒 2名が気分不良を訴えたもの。顔呼吸、脱力感、吐気、咳の症状 あり病院へ搬送。

注) この表は、毒物及び劇物取締法第2条に規定されている物質、一般高圧ガス保安規則第2条に定める毒性ガスに係る事故で、消防機関が出場したものについて調査するもので、その記載については次によること。

- 1 事故の区分欄には、該当する区分欄に○印を付すこと。なお、火災には爆発のみに留まったものも含まれる。
- 2 死者数の欄には、爆発・火災事故は48時間以内に、漏えい事故は初診時において、それぞれ死亡が確認された者の数を記載すること。
- 3 死者及び負傷者のうち、消防職員及び消防団員については、消防活動従事者の欄に再掲すること。